



厚生労働省
広島労働局発表
平成28年8月5日

【照会先】
広島労働局労働基準部賃金室
室長 船本(ふなもと)由美子
専門監督官 小松(こまつ)眞
(直通電話)082(221)9244(内線 603)

広島県最低賃金、24円（3.12%）引き上げて、「時間額 793円」に －広島地方最低賃金審議会が答申－

広島地方最低賃金審議会(会長 しもなか なみ 下中 奈美 弁護士)は、7月1日に広島労働局長(内田 うちだ あきひろ 昭宏)から「広島県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねた結果、本日、広島県最低賃金を「時間額 793円」に改正することが適当である旨の答申を広島労働局長に行った。

この「時間額 793円」は、現行の広島県最低賃金(769円)を「24円」引き上げるもので、本年7月28日に中央最低賃金審議会から示された目安額(広島県の場合 24円)や県内の雇用情勢等を踏まえて、答申されたものである。

広島労働局長は、この答申を受け、異議申出(期限8月22日)に関する手続等を経て、広島県最低賃金を改正決定することになる。

改正決定の効力発生日は10月1日となる予定で、効力発生後は約113万人の県内労働者に適用される。

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 答申
最低賃金額	719円	733円	750円	769円	793円
対前年度上昇率	1.27%	1.95%	2.32%	2.53%	3.12%
対前年度上昇額	9円	14円	17円	19円	24円